

どうやっていじめ対策ソフト でいじめを無くすのか



牛山 恭範

はじめに

本書は、3 人のために書いた。

- (1) 現在いじめの被害にあっている若い人
- (2) 行政機関、マスコミ、学校など社会性が高い職業についている人
- (3) 現在いじめをしている人

上記の人に参考にしてもらい、いじめ問題の被害者が一人でも減少することを願って、私は本書を執筆した。従って一般的な記述スタイルから外れる内容になっているが、本書の趣旨をご理解いただければ幸いである。

第一章 いじめはなぜ無くならないのか

1-1 いじめ問題の社会背景

なぜいじめは無くならないのか。いじめほどくだらないものはない。否、いじめはくだらない問題という程度のものではなく、深刻な社会悪である。

いじめ問題について、主観的な正義論を振りかざし、自分だけが正義の立場を取るような、ヒーロのようなスタンスを私は取りたいとは思わない。

しかし、いじめ問題は、客観的に見ても、大変深刻な問題であり、放置しておくことはできない。客観的な情報を以下にご紹介する。

政府が発行する統計情報によれば、いじめについては概ね以下のことが言える。

- ① いじめにより、年間約 200 人の尊い命が失われている。
- ② この約 10 年間で、いじめを原因とした自殺者の数は減っていない。
- ③ 年間約 7 万件を超えるいじめの認知件数が存在する。潜在的ないじめの件数は、約 20 万件を超えるとも言われている。

これらのデータから言えることは、いじめが深刻な社会問題であるということだ。

人によっては、「別にいじめがあってもいいではないか」「昔はもっとひどかったんだ、大げさに騒ぐほどのことでもないだろう」「いじめられる側にも原因がある」というような意見を述べる人もいるようだ。しかし、いじめが深刻化し、自殺者が出るような自体になると、このように発言していた論者はそそくさと影に隠れることが多い。自殺者が出たことが大きくクローズアップされており、保護者が悲しむシーンや、故人の写真が番組で紹介される中で同様の発言をできるほど厚顔無恥ではないというわけだ。

1-2 「いじめ」と「法」と「モラル」

モラルが崩壊する世界では、物事の前提について、「別に〇〇でもいいじゃないか」という言説がはびこる。特定の有名人が発言しているのを真似して多くの人がこの手の発言をするようになった。もともとこのような言説を述べる論者は、論理的に見れば自説を有利に展開しやすい。なぜならば、「〇〇でなければならない」あるいは、「AはBである」という明確な立場を取らずに論破されにくい立場から好きなことを述べているだけだからである。

足元の土台が無いので、論破されようがない。お互いの立場の妥当性を議論しているのではなく、純粹に相手の主張にケチをつけるのが、「別に〇〇でもいいじゃない」という主張である。従ってこのような論者は一見すると誰かを論破しているように見えるが実際には何も論じてはいない。

「〇〇でもいいかもしれないし、〇〇でもいいかもしれない。」「そんなことは人の勝手だろう」という主張を展開しているにすぎない。言い換えれば議論は最初からしなくてもいいという話になる。

モラルが一定程度崩壊した世界では、「別に〇〇でもいいんじゃないか」という認識論と解釈論が幅を効かせるようになる。

人権の範囲内で、それぞれの人が自分の裁量の範囲で、自由に物事を考えればいいではないかという考え方である。このような考え方には、一定の意義と価値があることは否定できない。多様な意見が無くなることはむしろ危

陰である。

ところが全ての人がこのような立場を取れば、当然だがいじめは起きやすくなる。いじめをするのも、悪口を言うのも、自由だ、好きに言わせろという考えが支配的になる。自由と責任は表裏一体である。学校側も教員も、他の傍観者であった生徒も、また保護者も、行政も、教育委員会も、校長も、教頭も、全員そろって「別に私達に責任があるわけではない」というように、それぞれの裁量の範囲内での解釈と認識を述べるようになると、問題は解決しにくくなってしまう。

問題が解決しないということは、言い換えれば被害者が減少しないということである。最後に負担を負うのは、他でもないいじめの被害者である。モラルが崩壊した社会では、法的にも大きな責任が発生する加害行為が生じやすい。

1-3 正論、正義論といじめ

「私は〇〇と考えている、これが私の考える正義だ」という発言は昔からある。

正義論というものは、多くのケースでどのような立場をとっても自分が正しいという自己主張になっており、実際の妥当性や公共性はそこでは考慮されにくい。従ってほとんどのケースで、純粋な感情論になる。感情論というより、もっと言えば、欲求論である。欲求論は正義の仮面をかぶりやすい。嫉妬心ですら、少なくとも個人の頭のなかでは多くのケースで正当化される。欲求論の心の底の声は次のようなものである。「私はもっと人から尊敬されたい、もっと幅をきかせたい、もっと認められたい、だから自分にとって気に入らないやつらは排除して、自分の気持ちをよくしよう。そのためには、他人を攻撃してもいい。それこそが、私が考える自由と正義だ。」このように、個人的欲求は正義論にすりかわり、いじめが起こることも少なくない。

暴言、名誉毀損、集団無視、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷など、攻撃は様々な形をとる。これがいわゆる「いじめ」である。

※注（いじめという言葉の定義は、時代とともに変わっている。いじめ問

題がなかなか収束しない時期に文科省がいじめの定義を変えた。このことによって統計上一時的にいじめは大きく減少しているように見えるが、現実にはいじめの定義が変わっているだけでいじめ行為そのものは無くなってはいないだろう。自殺者が一向に減少しないのはその現れである。)

何が正当であり、何が不当なのかについては、個人によって解釈が別れる。いじめの問題はつねに程度の問題があり、その程度の問題は当然だが個人の解釈によってクルクルと変わるものである。したがっていじめの当事者やそれらの行為を傍観する者は自分の行為を一定程度正当なものとして評価していることが珍しくはない。「いじめられる側に原因がある」と感じている人は調査によると少なくないことが明らかになっている。

しかし、個人の正当感他人の不当感となることも多い。いじめを傍観している人に悪気はなくとも、時として集団圧力が他の人を苦しめることもある。個人の名誉感情をひどく傷つけることもある。同時に、いじめられる側に原因があったとしても責任はないことも少なくない。容姿にハンデを抱えている若者が嫌われることがあったとしても、その若者にはなんら責任はないのは言うまでもない。

従って正当性や個人の感じる正義感を土台としていじめ問題を考察することは大変危険である。

1-4 いじめと責任不在の社会

当然このような考え方が支配的になればなるほど、いじめ問題については、誰に責任があるのかなどということが問題にされるはずがない。建前上はともかく、本音上では、「誰にも問題はない」ということになる。誰にも責任は無いということになっているのである。

いじめ問題は大きくクローズアップされるたびに、このように「誰もが責任を取らない構図」、「誰もが責任を取れない構図」が問題視されることなく、「それぞれの立場の人間が自由を享受することも一定程度重要」という考え方の中でうやむやにされてきた歴史がある。

何度もしじめのニュースがあるのに、まったくいじめが減少しないのは、「いじめが構造的に無くなりにくい認識・考え方」と無縁ではないだろう。「言論の自由に裁量を与えられていること」は大変重要なことである。人権として言論の自由、思想の自由、表現の自由がある。しかし一方で、学校、クラスメート、専門家などすべての立場の人が自由しか認識しなければなかなかこの問題は解決しにくい。

責任という問題を法的に考えるか、制度上の問題として捉え、あくまでも学校の自主性に任せるべきか、このような問いかけは、いじめ問題に対する有効な対策を考察する際に避けては通れない。

「教条主義的に法律上問題はない」と考えても人権侵害は減らない。同時に、不完全な分析とあてずっぽうな対策では、どのような法律を用意しても対策が空回りしてしまう。

1-5 無責任と間違った分析がいじめを野放しにする

個人の権利も重要であり、いじめ被害者の人権も重要である。どちらか一方を立てればもう片方が立たないという状況は常に起こりえる。それでは、どのように考えればいいのか。

少なくとも事実に基づいた状況分析と、慎重な考察が必要なことに異論がある人はいないだろう。

どんな論客を用意しても、多くのケースで、双方の価値観に基づいた別々の議論の目的について、好き勝手に述べるだけになり、何も問題は解決しないということが珍しくない。

そこでこのいじめ問題をすべての人が真剣に考えるべく、一つの問題を用意した。

第二章 小論文でいじめを考える

以下にご紹介するのは、拙著「小論文の教科書」(エール出版社)に記載した内容である。小論文試験の勉強用にしたものだが、いじめ問題を慎重に考えるために参考になるため、引用したい。若者を対象に分かりやすく書いている。

-----ここから-----

いじめ問題

さて、ここからは、【いじめ問題】を練習問題として、考えていきましょう。考え方の練習をしていきます。本書で、知識があれば本当にしっかりと考えることができるかどうかを試したのを覚えているでしょうか。知識があっても、必ずしも人は物事をきちんと考えることができるわけではありません。その理由は、その知識が問題を解決し、①物事を考える際の適切な材料ではないケースがあるからであり、②その知識を先入観として、物事を論理的に考えるステップがおろそかになるからであり、③全体的な思考ができず、部分的にしか考えられなくなるからです。

問題

日本では毎年全国で数万件のいじめがあることが報告されており、毎年約200人の若者がいじめを原因として、自殺で命を絶っている。いじめを無くすには、いじめた側を強制退学させるか、強制転校させることが大切だという意見がある。この点についてあなたの考えを自由に論じなさい

情報整理の為に、問題の前提を把握する

さて、ここからは前提のお話です。前提などと言うと、ちょっと身近に感じないのでたじろいでしまう人もいるかもしれませんね。気軽に考えていきましょう。

物事の前提は大きく3つ（3点）を検討します。（これは覚える価値があります。）

① 目的（趣旨）②価値観③実態の3点です。

この3点について、あとあと重要な意思決定の材料になるかどうかは分かりませんが一瞬でもいいので思いを至らせ、考察の材料にする価値があるかどうかを発見するように考えることが大切です。

【目的】

強制転校などの厳罰を行うかどうかについて、この問題を考える際に目指すべき目的は何でしょうか？何が目的ですか？これについてはいろいろな意見があると思います。目的は本来、複雑性を内包しているものだからです。世の中にある問題の目的は、複雑なんです。これは覚えておいてください。例えば日本のエネルギー政策を考える際にも、経済発展を目的とするか、安全を目的とするか、価格を目的とするか、国民の生活を目的とするか（日本が破たんするようなことがあれば、国民の生活はボロボロになります。）あるいはその最適なバランスを目的とするかなど、多くの選択肢があります。さらには、地域別に原発の近くに住んでいる場合などは、国民側のニーズも違います。いじめ問題も同様です。ただ、今回の場合は比較的多くの方が同意するものを目的としてここでは練習用に設定します。その目的とは、自殺者（不幸にも命を絶つ子）を0にすることです。

【価値観】

次に、価値観を考えます。価値観というのは、これも覚えておいてもらってもいいのですが、代表的なものが3つあります。①功利性②公益性③道義性の3点です。誰か特定の人の自由や権利、計算の対象となるものを優先する価値観を選択する場合は、いじめの問題もいじめた側の成績や経済的損失を最重視する形になるかもしれません。また、公益性を重視する場合は、最大多数の最大幸福を目的とするような意思決定が優先される形になるでしょう。とりわけ今回の問題のような社会政策に近い問題を考察する場合は、人の生きる権利が計算の対象にされたり、人の命が最大多数の最大幸福の為に犠牲になっても、一定程度は仕方がないことだという考えはなじみにくいものです。世の中には、薬害訴訟問題も然り、今回のいじめ問題も然り、肥満人口増加問題も然り一人ひとりの責任（いわゆる一人ひとり論）として片付けられてしまう問題が多いのですが、このような自己責任の論理が支配的な世界は弱肉強食の世界になってしまいがちです。貧富の格差が異常に拡大しすぎるなど、格差が固定する問題（裕福な親の子供が社会的に裕福になり、成功しやすい仕組みが固定化）は、市場原理に任せて誰もがチャンスを受け取ることが公平にできるという考えを前提としていますが、欧米や日本で起こっている理不尽な競争社会は、現在問題視されています。

言い換えれば、社会政策、公共政策についての議論は、社会学的な視点が不可欠であり、その為には道義的な価値観が重視される必要があるということです。このような仕組みを正義の原理として、社会正義実現についての論考がまとめられたものが、近年ベストセラーになったマイケルサンデル教授の著書『これからの正義の話をしよう』（早川書房）です。

いじめ問題についても、道義的な価値観は同様に重要になってきそうです。そこで、今回は道義的な価値観を大切に作る形で考察を進めてみたいと思います。

実態：重要な前提

最後の前提とは、③実態です。この実態というのは、重要な前提です。物事は前提が変われば、くると結論が変わる仕組みがあります。例えばこ

ここまで見てきた例で考えてみましょう。

前提1：完全に平等な条件・・・貧困は一人一人に責任がある。

前提2：不平等な競争条件・・・貧困は社会的な仕組みが大きな原因だ。

このように最終的な意思決定や結論は、前提によって変わる仕組みがあります。言い換えれば、小論文の試験で行う考察とはこのような重要な前提をいくつ考えることができるかが大切だということです。意思決定の材料は、前提と理由です。

※いくつもの前提や理由をセットにして考えて、それらのグルーピングされた要約情報から最後の意思決定を行っていくというプロセスが重要です。ここから、その過程を説明していきますよ。

いじめについては、どんな実態があるのでしょうか。これについては、あまり分からないかもしれませんね。その場合は、何も下書き用紙に書かなくて大丈夫です。

(中略)

フレームワークで状況分析し、考えてみよう

フレームワークを試しに使ってみましょう。内部要因、外部要因、背景要因の3つを考えてみます。難しく考えずに情報を落としてみましょう。今回のこれに加えて紙面の都合で【問題点】も同時に考察します。

《いじめについての周辺情報》

【外部】

- ① 学校、教師は多くのケースでいじめを発見できていない。
- ② いじめを見て見ぬフリをする人（傍観者）がいる。
- ③ 傍観者が集団圧力となり、止めに入ることをためらわせる。（集団圧力の加害者化）

- ④ いじめを行う子は、多くのケースで面白半分、気に入らないなどの理由

【内部】

- ① いじめられる側の心理的特性（性格的要因）
- ② 容姿端麗、勉強ができるなどの理由もいじめの原因となり得る。
- ③ 運動神経が悪いなどの理由がいじめの原因になることもある。

【背景】

- ① 学校や教師によって厳格に処罰されるリスクが高まるといじめは止まることがある。
- ② モラルが荒廃し、善悪の基準がクラスで逆転する仕組みがある。（特にいじめを傍観することもいじめや自殺に追い込む要因となり、悪い行為だという共通認識がある場合はいじめは食い止めやすい）

【問題点】

- ① クラスの閉鎖性（学級制・クラス制）は中学生が際立って高い。（高校は義務教育ではなく転校もしやすい。）
- ② いじめを通報する人があまりいない。
- ③ 学校が無法地帯になっている。（暴力・暴言など、一般社会であれば犯罪となり司法で裁かれる行為が野放しとなっている側面がある。）

短絡的に考える前に情報を整理する

まずはここまで、情報を紙に落としてみました。ここからこれらの情報を整理していきます。

【外部要因の整理】

A：いじめは恣意的に行われており、傍観者が集団圧力となり、発生しやすく沈静化しにくく学校や教師は気づいていないことが多い。

【内部要因の整理】

B：いじめられる側に責任は無いが、原因は内在している。

【背景要因の整理】

C：善悪の基準のモラルの度合いでいじめは発生し、処分でいじめはなくなり得る。

【問題点】

D：閉鎖性の高いクラスでいじめが発生しやすく、いじめを通報する人が少なく、学校は無法地帯化している。

ここで、何が本質的な問題点なのかを考えてみましょう。表面上に現れている問題点（いじめが止まらない、いじめが起こる）ではなく、より本質的な問題点を特定するということです。より本質的な問題点は、複合的に存在している因子を整理し、まとめることで浮かび上がってきます。

本質的な問題点についての仮説を作るケース

【いじめ問題についての本質的な問題点についての仮説作成・事実整理（例）】

いじめは傍観者が集団圧力となり、なくなりにくい。閉鎖性の高い現場で発生しやすく、その組織のモラルが低下することで通報者も出にくくなる。恣意的に行われることも多く、教師や学校は気づくことが難しく、いじめられる側にも原因があることが、集団圧力の引き金となっている。

このような仮説・事実整理が成り立つかもしれませんが、あくまでもここまでの段階では、どちらの側の意見に偏らず、先入観を持たず、勘や憶測で思い付きを述べるのでもなく、事実ベースで言えることから、事実を整理しています。こういう思考過程をFACTベースと言います。補足しておきますが、いじめられる側に責任はありません。あくまでも、容姿端麗であるとか、勉強ができるということも含めての原因ベースです。次に、このようにまとめた情報をもとにして、意思決定の妥当性を判断していきます。今回の問題では、いじめた生徒の厳罰処分（強制退学、強制転校）についての是非です。

何度かこの本質的な問題点の仮説文章を読んでみましょう。何がキーワードでしょうか？

【いじめ問題を読み解くキーワードの抽出（意思決定材料としての情報のあたり付け）】

- ① 集団圧力
- ② モラル
- ③ 恣意的（とりわけ問題行動を起こす度合いが大きい子の存在）



この3点はこのいじめ問題についてのわりと本質的な問題点だろうと、だいたい目星がつくことを理解してもらえかと思います。実を言うと、こうやって無知な状態から、常識を働かせながら、考えるということをステップバイステップで行ってきたわけですが、このようにして到達した知見（仮説・目の付け所）と、学術的な見解は一致します。いじめについては研究が進んでおり、構造的にいじめが発生するいじめ集団の四階層構造モデルや、仲裁者が増加することと、いじめの発生率の相関（いじめを止める人が増えれば増えるほど、いじめは減る）などがわかっています。

注意点は、必ずこのフレームワーク（外部、内部、背景、問題点）を使うわけではないということです。その場その場で、自分で考える必要があり、どうしても困った時にフレームワークを使いましょう。本書の最後で、困った時のフレームワークをまとめてご紹介します。

情報のグルーピング化

さて、情報がたくさんあってわけがわからない混乱したところからより一層本質的な部分を把握する段階に近づいてきました。ここまで行ってきたことは、情報をグルーピング化することです。共通点等を探し、まとめて整理することで事実からポイントを抽出する作業なのですが、このグルーピング化作業には正解はありません。なぜならばいろいろな方向にグルーピング化できるからです。例えば、ここで最後に残った①集団圧力②モラル③恣意的という3つのキーワードをさらに要約することはできないのでしょうか。やってみましょう。

① クラスのモラルによって形成される集団圧力

② 恣意的な問題行動を起こす個人

この二つに問題点を集約させることも可能かもしれません。より一層いじめの構造をシンプルにすると、低下したモラルも含めた集団圧力と、殴る蹴るも含めた、いじめの首謀者としての個人、およびグループが大きな問題となっているとも言えます。この視点を大切にして次を見ていきましょう。

前提（条件）との照らし合わせ

さて、ここからは、また短絡的に考えるのではなく、前提条件との照らし合わせを行います。（そうしなければならないという決まりではありませんのでリラックスして考え方を参考にしてください。）要するには、意思決定の方向性は、いくらか自由度があるわけですが、その自由度の絞り込みを合理的に行っていくわけです。勘や憶測や思い込みや根性論や感情論ではなく、何が可能でどうあるべきなのか？を妥当性を多面的に考察するように考えるということです。少し前のところでお話したことを思い出してほしいので

すが、以下のような前提が妥当なのではないかと考えて（発想して）いましたね。

【いじめ問題の前提】

目的・・・いじめによる自殺者を無くすこと。いじめを減らすこと。

価値観・・・道義的価値観（全体重視で一人の犠牲者、自殺者が出ないように）

意思決定の前提条件の絞り込み（理由になる可能性が大）

いじめ問題の前提を今回のケースでは、自殺者をゼロにすることとしました。この目的から考えると、基本的には、強制退学・強制転校は理想的という立場になります。問題は、（１）対策可能性と、（２）重要因子です。【対策可能性】強制退学・転校をさせずとも、いじめをなくすことができるのであれば、（対策可能性が高いのであれば）強制退学・転校は不要ということになります。【重要因子】いじめの主因が首謀者よりも、クラスのマoralやマoralに基づく集団圧力にある場合は、強制転校や・強制退学はさせなくてもいいということになります。このように、前提によって結論は変わるという仕組みをしっかりと理解しておきましょう。

また、ここで挙げた２点【意思決定の前提条件】（対策可能性と、重要因子、言い換えればいじめの主因）は理由になりやすいと考えておきましょう。

答えあてっこのギャンブルゲームではない

小論文試験は、最終的な結論が『当たった』とか、『外れた』ということと競うギャンブルのような試験ではありません。あくまでも、自分の考察課程を、論理を組むことで見せたり、論理的に問題を読み解く力を見られる試

験です。最終的な結論（方向性）が解答例と同じになったとか、違ったということ判断基準にしてはいけません。もちろん、ここまでの考察課程を答案に書けばいいわけではありませんが、ここまでの考察課程は答案に生かすこともできます。その場合は問題をより一層ロジカルに考えてきたということが採点者にも伝わりますので、それだけ点数は根拠のない考えよりも高くなりやすくなります。

意思決定を行い、自説の理由を作る

さて、いよいよクライマックスに近づいてきました。最後にやらなければならないのは、理由づけです。今まで精査してきた事実や解釈に理由をつけて、自説の論拠としましょう。理由がない主張は小論文ではご法度です。理由も無いのに、単に思っただけ・・・というのが一番評価が低くなると思ってください。また、他国の事例などを知っているからといって、点数が上がるわけではありませんし、なにやら難しそうな雰囲気醸し出しているからといって点数が高いわけでもありません。きちんと考えられた末の考えなのかどうか、その考察課程、裏付け、考え方、発想（着眼点などの新規性等）、問題点の掘り下げの力、そして論拠を整理して、論文としてまとめる力を総合的に見られるのが小論文試験です。

理由は多くなりすぎないように、少なすぎないように

自分の主張を支える理由が一個しかないような状態にならないように気を付けましょう。また、理由は多ければ多いだけいいというわけではありません。理由が多すぎても相手に伝わりにくくなりますし、それだけ情報を整理できなかったのかと思われてしまいます。ここまで一緒に見てきたように、情報をグルーピング化し、整理して考え、伝えることが大切です。

【解答例：賛成側】

いじめの加害者を強制退学・強制転校する処置を制度化すべきだろうか。私は厳罰処置に賛成の立場を取る。

いじめは閉鎖性の高い現場で発生しやすく、当該組織のモラルが低下することで通報者も出にくくなる。加害行為は恣意的に行われることも多く教師、学校は気づくことが難しく、いじめられる側にも原因があることが、集団圧力の引き金となっている。いじめの本質的な問題点は、モラルも含めた集団圧力及び、いじめ首謀者の存在と言えよう。

2つの重要ないじめ発生の問題点に対する対策の可能性と、複合的に存在するいじめ発生原因のバランスがこの厳罰処分導入の際の重要な判断基準となっている。私がいじめ加害者の厳罰処分に賛成する理由は大きく二つある。

一つ目の理由は、対策可能性の低さだ。いじめをする人は精神的にも未成熟であることが多く、教師のいじめ対策は無駄に終わることが多い。クラスでの話し合いやアンケートは焼け石に水である。私や知人の経験からも継続的ないじめや嫌がらせは存在しており、対策の困難性が伺える。

二つ目の理由は、いじめ発生の構造である。いじめの発生源は、クラスなどのモラルや集団圧力もあるとはいえ、実質的にこれらの集団圧力の引き金になっているのは、オピニオンリーダーや、俗に言うクラスカーストが高い人物であることが多い。したがって本源的には、より一層加害行為を行う側が主因となっていることが多いと言える。

上記二点の理由から、深刻ないじめと、とりわけ義務教育の中学生のいじめについては、加害者側の厳罰処分を含めた処分制度が必要だと考えられる。交通法の帰責性や過失割合に応じたペナルティーの分散規定など、微細な規定を試験的に設け、成績（内申点）への反映や、ネットスクールへの強制転校（転校先で問題を起こせないようにする為の）を含めた対策を検討すべきである。

反対側の解答例も見てください。

【解答例：反対側】

いじめの加害者を強制退学・強制転校する処置を制度化すべきだろうか。私は厳罰処置に反対の立場を取る。

いじめは閉鎖性の高い現場で発生しやすく、当該組織のモラルが低下することで通報者も出にくくなる。加害行為は恣意的に行われることも多く教師、学校は気づくことが難しく、いじめられる側にも原因があることが、集団圧力の引き金となっている。いじめの本質的な問題点は、モラルも含めた集団圧力及び、いじめ首謀者の存在と言えよう。

2つの重要ないじめ発生の問題点に対する対策の可能性と、複合的に存在するいじめ発生原因のバランスがこの厳罰処分導入の際の重要な判断基準となっている。私がいじめ加害者の厳罰処分に反対する理由は大きく二つある。

一つ目の理由は、対策可能性である。いじめの加害者に対する厳罰処分の前に、まずは加害行為を行った人間に対する教育が先である。青年期は精神的に未成熟であり、加害者側の幼い精神性から発生したいじめについて成人を対象とした法制度と同様の規定で裁くのはいかなものだろうか。教育現場は、教科書の内容を指導するだけではなく、人間教育の場ともなっている。

二つ目の理由は、いじめ発生の主因である。いじめの発生源は加害者だけではない。いじめを見て見ぬふりをする生徒の集団圧力もいじめを助長する。このようなクラスのモラル向上は、教育の主要な対象であり、教師及び生徒が一丸となって継続的に取り組むべきことである。

以上、二点の理由から、私はいじめの加害者厳罰規定を制度化することに反対する。消費税と同じで、まずはすぐに問題を解決する対策を実施するのではなく、できることをやってから、導入を検討すべきだろう。

あえて同じような下りの文章で解答例を作成しました。なるべく同じ個所を増やし、違いを明確にすることで、論点を中心として論争がどのように進むのかについてのイメージが膨らんだかと思います。自分が小論文を書く時には、このように、【何を争点とすべきか？】【争点についての解釈の違いで結論が変わり得る】ということ、強くイメージして下さい。

今回は小論文の勉強ですので、このように二つの解答例を作成しましたが、いじめ問題は深刻な問題であり、人命が失われています。したがって時間軸を考慮すれば、短期的にすぐに成果が見られるような対処を一刻も早く導入し、実施すべき問題でしよう。それを何にするのか、そこについての議論も

重要ですが、政策担当者、教育担当者の方の迅速な対応と対策を一国民として期待しています。

理由を評価する

今回の問題では、理由をさらに評価するところまでは解説しませんでした。解答例をさらに深めて考察してもOKです。その場合は、理由の評価を行います。今回のケースで言えば、賛成側と反対側の理由を評価することになります。

今回の解答例の双方の理由を評価すると、反対側の理由は、理由があっても、論拠にデータが無いので、脆弱な理由です。また時間軸を考慮すれば、いじめの問題を早急に解決する為には、迅速な対応が必要であり、その点でも理由の妥当性は低くなります。勘や憶測で述べないことが重要です。

【二つの理由の評価方法】

最後に理由の評価方法を解説します。

(1) データの質と量

(2) 理由そのものが主張に持つ影響度とその理由が該当する確率

かなり長いお話になり、応用的な部分のお話になりますので、ご希望の方は本書でもご紹介している構造議論チャートや無料の動画で学習してください。構造議論チャートという無料のソフトウェアを一般に開放しています。このソフトのヘルプ動画を使えば、理由を評価するということがどういうことなのかを直感的に（視覚的にも）理解してもらえかと思います。

-----ここまで-----

やや長かったかもしれないが、感覚論でいじめ問題を考えるより、少しは具体的にいじめ問題がイメージできた人も多かったのではないだろうか。

小論文で社会問題（ここではいじめ問題）を考える意義と価値は、一人一

人が感覚論で物事を好き勝手に捉えていくのではなく、公共性の高い問題としてより妥当な考察を行うための思考ステップを踏みやすいことにある。

次の章では、端的に、いじめ問題についてまとめた内容をご紹介します。

第三章 いじめ問題の背景

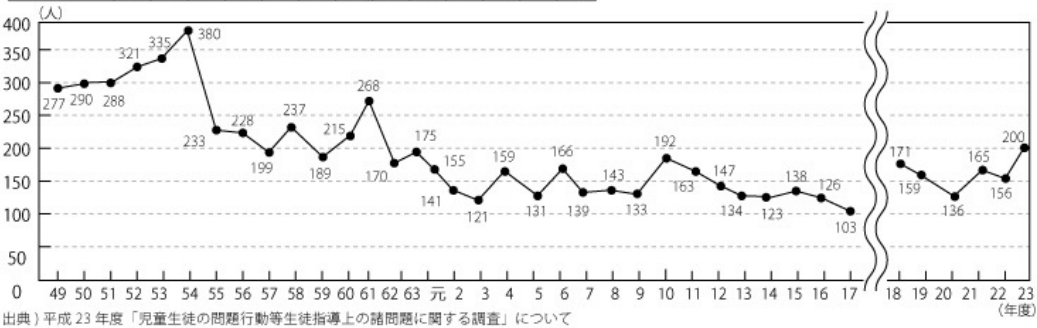
以下にいじめ問題の背景を端的にまとめた内容をご紹介します。

児童の自殺数は横ばいである

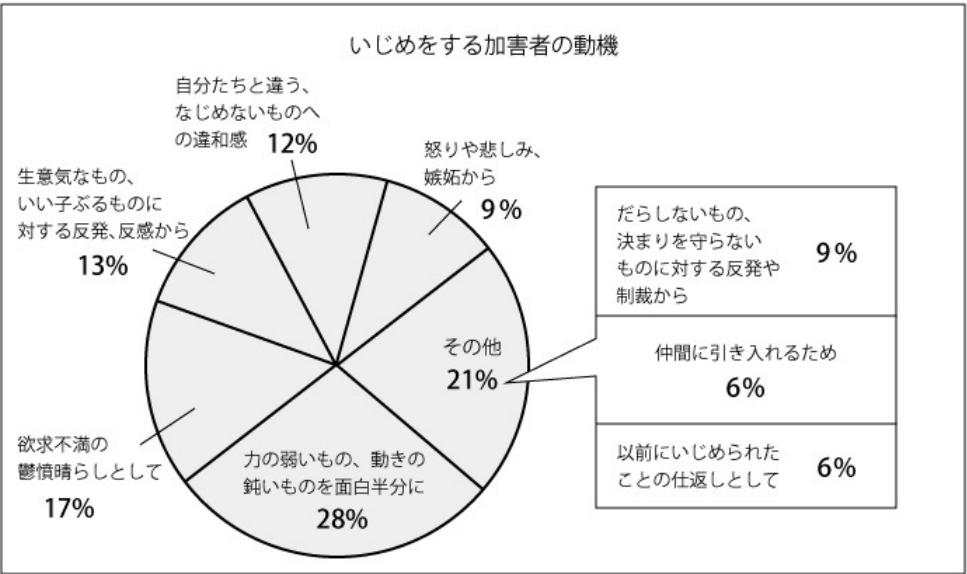
(8-1) 児童生徒の自殺の状況

区分	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
総数	277	290	288	321	335	380	233	228	199	237	189	215	268	170	175	155	141	121	159	131	166	139	143	133	192
小学生	-	-	-	10	9	11	10	8	8	6	12	11	14	5	10	1	5	5	3	4	10	3	9	6	4
中学生	69	79	72	89	91	104	59	74	62	83	66	79	110	54	63	53	35	43	68	40	69	59	41	41	69
高校生	208	211	216	222	235	265	164	146	129	148	111	125	144	111	103	101	101	73	88	87	87	77	93	86	119

区分	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	163	147	134	123	138	126	103	171	159	136	165	156	200
小学生	2	4	4	3	5	4	3	2	3	0	0	1	4
中学生	49	49	37	36	35	31	25	41	34	36	44	43	39
高校生	112	94	93	84	98	91	75	128	122	100	121	112	157

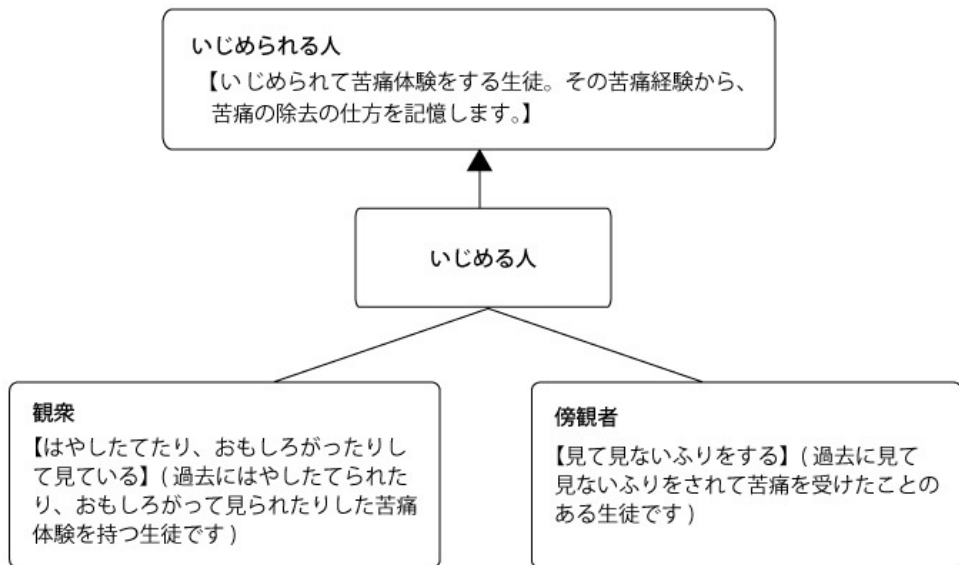


面白半分にいじめは行なわれている



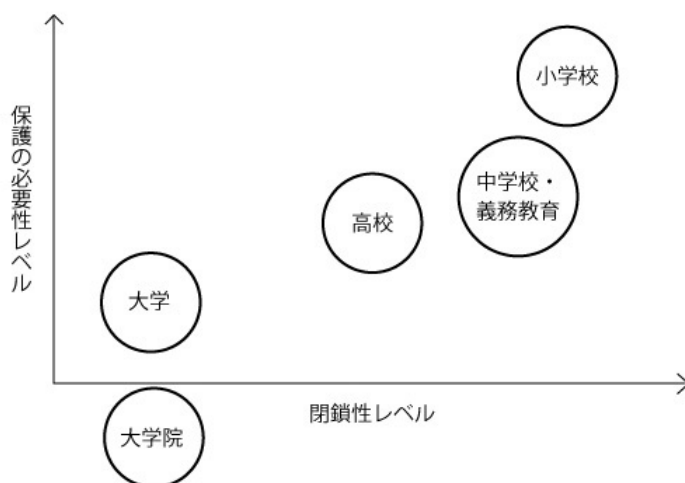
出典) 平成 11 年度教育課程審議会

いじめの構造を見れば、全員が参加している



出典) いじめの構造 (いじめの4層構造) 森田洋司 10986 年

学校教育における必要保護レベルと閉鎖性に関する一考察



※閉鎖性が高まるほどいじめが発生すると言われている。

※単位制の学校は生徒間の距離の取り方に柔軟性があり、いじめは起きにくい。

第四章 いじめによる不幸の事例

以下は、近年起こったいじめ事件の一例である。

【大津市 中二事件】

2011 年に滋賀県大津市在住の中学生が自宅マンションから飛び降り自殺した。学校や教育委員会が事件について隠蔽を計ったのではないかとの見方がある。本事件では以下の様な行為が成されていた。

- ・口を粘着テープで塞ぐなどの虐待があった
- ・自宅から貴金属や財布を盗むことを強要される
- ・集団リンチされる

- ・金銭要求、万引きをさせられる
- ・虫の死骸を食べさせられる
- ・顔に落書きをされる
- ・自殺の練習をさせる
- ・担任はいじめをみて一緒に笑っていたという

【群馬県桐生市小学生いじめ自殺事件】

2010 年群馬県桐生市在住の小学校 6 年生の女儿が自殺した。女儿の母親がフィリピン人であり、女儿はからかわれていたという。教員は女儿からの訴えについて、「あなたの勘違いですよ」と答えていたという。女儿は連日罵詈雑言を受け、上履きに「うざい、死ね」などと落書きをさせていた。また、給食時には一人にさせられるなど、仲間はずれにされていた。他のクラスメートは、見てみぬふりをしていたという。

【滝川高校いじめ自殺事件】

2007 年、兵庫県神戸市在住の高校 3 年生男子生徒がいじめを苦にして自殺した。学校の 4 階から飛び降り自殺をした。ズボンのポケットから遺書が見つかった。

- ・金銭を要求される
- ・使い走りを強要される
- ・教室の机の上や机の中に紙粘土を入れられる
- ・「学校裏サイト」には裸の写真を載せられる
- ・個人情報「学校裏サイト」に掲載される
- ・無理やり髪をカットされる

ここに記載した事例は、たまたま有名になった事例にすぎない。この数十年間で、単純に計算しても、数千万件の不幸があることが統計上推測できる。

私達一人一人が、この陰湿な行為にストップをかける自由と責任を持っている。いわゆる一人一人が気をつけるという努力目標では、社会問題は解決しない。

構造的にいじめが起こる仕組みを理解し、公共政策を議論することを通して、政府、学校、個人レベルのそれぞれの側面から対策案を立案し、着実に実行していく必要がある。

第五章 いじめ対策ソフトウェア

本書では、ここまでで、いじめ問題の発生原因、背景についてご紹介してきた。いじめ問題の本質的な問題点をもう一度確認したい。

拙著「小論文の教科書」より引用

-----ここから-----

【いじめ問題についての本質的な問題点についての仮説作成・事実整理(例)】

いじめは傍観者が集団圧力となり、なくなりにくい。閉鎖性の高い現場で発生しやすく、その組織のモラルが低下することで通報者も出にくくなる。恣意的に行われることも多く、教師や学校は気づくことが難しく、いじめられる側にも原因があることが、集団圧力の引き金となっている。

-----ここまで-----

※原因があると書いているが被害者に責任は無い。いじめは人権侵害である。

上記のように、いじめ発生の背景には、閉鎖的な空間や同調圧力、いじめに気づきにくい構図が存在する。本質的な問題点の内、対処可能なものと対処が難しいものを分ければ以下のようなになる。

1) 閉鎖的な空間・・・学校の方針であるため全国一律に変更することは難

しい。

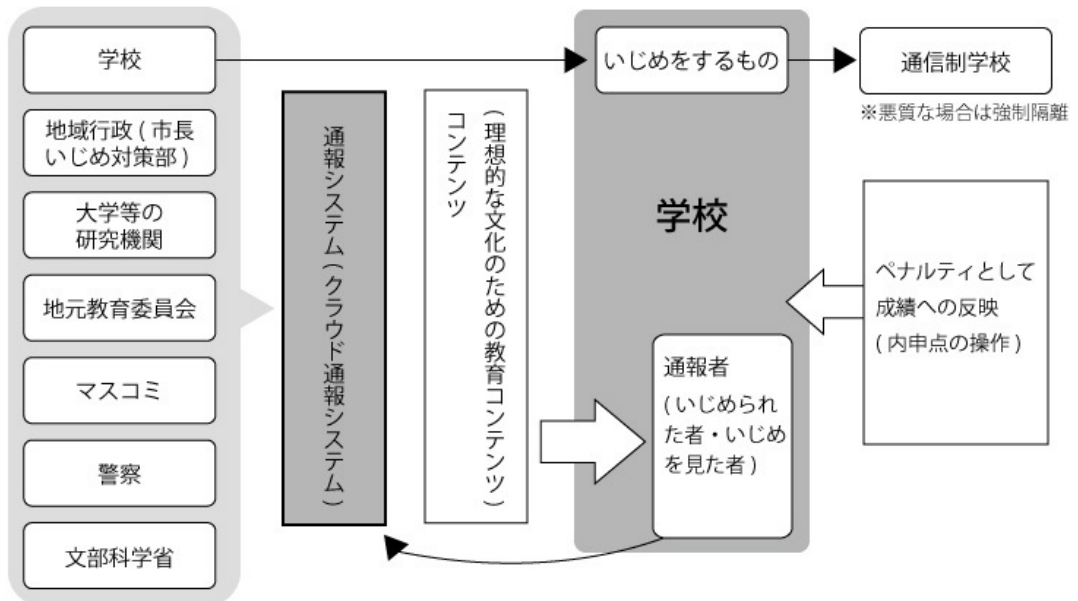
2) 同調圧力・・・規則ではないため、対処可能性が存在する。

3) いじめに気づきにくい構図・・・規則ではないため、対処可能性が存在する。

そこで、このいじめ問題が発生する「本質的な問題点」に対する対策として、以下の様なクラウドシステムを考案した。

義務教育現場（中学校）における内部通報・社会監視システム

※ウェブ上にあるクラウド通報システムにより、学校、地域行政、大学、教育委員会、マスコミ、警察、文部科学省へと通報するシステムを構築する



要は、社会の監視の目を一定程度機能させることが、ねらいである。

- 1) 学校
- 2) 地域行政
- 3) 大学等の研究機関
- 4) 教育委員会

- 5) マスコミ
- 6) 警察
- 7) 文科省
- 8) 法務省
- 9) 教師
- 10) 非担任教員
- 11) 親、兄弟
- 12) 親戚
- 13) 心理カウンセラー
- 14) 医師などの専門家

など、様々な人物へ、問題が起こっていることを正確に知らせる機能が実装されている。

先般の「生活ノートいじめ事件」（村松君の事例を以下、「生活ノートいじめ事件」と記述する。）では、教員との生活ノートのやり取りがあったにも関わらず、いじめは無くならず、最終的に被害者は自殺に至った。この結果教員に対する批判が集中した。

教員に対する批判は、いずれ学校に対する批判等につながっていく可能性がある。しかしここであえて一度考えてみたい。かつてのいじめ問題に関する議論を振り返った時、多くのケースで、他のすべての人に対する責任も追求されることが珍しくなかった。教員の責任が本件で追求されないことは問題である。しかし、教員だけが問題かと言えば、そうではないとも言えるだろう。行政、学校、クラスメート、他の教員、指導体制や管理体制、そして、傍観者の立場を決め込むことができる我々も、完全に無縁とは言えないのではないだろうか。問題は「犯人探し」をすることでは解決しない。次に起こる事件でも同様の「犯人探し」が続けられる。その繰り返しで、この何十年という間に全く自殺者の数が減っていないのである。従って私はあえてここで犯人探しをしない。被害者は無念であったに違いない。そこで私は、私達が犯人探しよりも、「責任」そのものに目を向けたい。私達にできることは、同じ悲劇を産まないことである。彼の死を無駄にしてはならない。犯人探し

に終始しないことが、私達の責任の取り方ではないだろうか。

かつて「ハゲワシと少女」という写真を撮った写真家が、ピューリッツァー賞を受賞した。格差が拡大した社会で、貧困にあえぐ人々の実体を象徴する写真は多くの人の胸を打った。

その写真は、2～3歳程度の食べるものもなく、やせ細った幼女がハゲワシの獲物として標的にされており、今にも襲われそうな瞬間をとらえたものであった。

ピューリッツァー賞を受賞した写真家は、世界中から批判をあびた。「なぜ少女を助けなかったのか」と批判されたのである。その後その写真家は自殺した。

私達が考えるべきことは、なぜ学校側が用意した「生活ノート」という仕組みが機能しなかったのかである。

「人は苦しいから死ぬのではない、死ぬのは希望を失った時だ」という言葉がある。村松君の場合、どうだったのだろうか。「生活ノート」では確かに自分の苦しい状況を打ち明け、教員に救いを求めている。しかし、「生活ノート」は、教員以外が見る仕組みが無かった。また、連絡機能が脆弱であり、生徒は一人の教員にしか相談できない。

生活ノートは大変優れた危険回避の手段であった。しかし、今回の事件では残念ながら機能しなかったのである。この原因は以下のものが考えられる。

【生活ノートが機能しなかった原因一覧（仮説）】

- 1) 教員一人にしか連絡ができない。
- 2) 教員との双方向のやり取りができない。
- 3) 教員が詳しい内容を把握できない。
- 4) 生徒の側が何をどう伝えていいのか理解できない。
- 5) 生徒の側が他の助けを求める連絡先に、通知できない。（アナログであり、書いた内容をコピーしなければ伝えることができない。）
- 6) 手軽さがなく、書いた内容を整理、コピー、送付する必要がある。
- 7) 監視機能が無い。

- 8) 教員に通達した記録が残らず、あいまいである。
- 9) 教員は事実上閉鎖的な空間で生徒と教師間のみでこのやり取りを行うため、他者に見られているという緊張感を保ちにくい。
- 10) 生徒の側が希望を持ちにくい。

少なくとも上記のような約 10 点の問題点がある。細かなものを挙げていけばまだまだあるかもしれない。

原因は仮説にすぎない。従って原因をいくらリストアップしても問題は解決しない。

「生活ノートいじめ事件」では、生徒の側が対処能力を失い、希望を失ったことが最終的な悲劇へとつながっている。

生徒の側が対処能力を失うという問題点を一気に解決するのが、ここでご紹介した、「いじめ日記 110 番」というソフトウェアである。誰でも無料で使うことができる。

本ソフトウェアは著者がたまたま大学院在学中にある科目に取り組む際に考案したものである。その科目にとりかかる中で社会問題を研究することがあり、構想に至った。

第六章 予想される反論

私はいじめ対策として上記のようなソフトウェアを提案したが、このソフトウェアには当然反論も予想される。

ちょうど「A0 入試プレゼンテーション対策と合格法」という本で、予想される反論を扱っていたので、ここに引用する。

-----ここから-----

「このプレゼンは、システムの設計思想に問題を抱えているのではありませんか。いじめを記録したからといって、いじめがなくなるわけではないでしょう。」

このような厳しい質問があったとします。その時にどう言うべきでしょうか。

「いいえ。」

このように答えることもできます。

しかし、これでは相手の意見を否定することになりますので、相手は心象を悪くする可能性もあります。場合によっては、他の人の前であなたの意見によって、メンツを潰されたと、少なからず感じてしまうこともあるかもしれません。

「はい、ご指摘ありがとうございます。」

「結論から申しますと、私も、その点について問題を提起されている疑問点については、まったく同じ考えを持っています。つまり、いじめを記録したからといって、いじめが無くならないという危惧を私も同様に持っています。」

「それではいったいなぜ、このような設計思想を持つシステムを考案したかと言いますと、その理由はいじめ発生の構造から、根本的な問題点が社会の監視の目の甘さにあると考えたからです。」

※ここで、限られた時間で説明ができるように、スライドを用意しておきます。

「いじめを国際的に比較した研究がございます。いじめの構造は、『いじめ

の4層構造』と言われており、先ほどご紹介した図のように、傍観者と、加害者に分かれます。日本以外の国では、傍観者に加わる人間の比率が低いので、いじめは幼少期にしかあまり観察されません。一方で、日本ではいじめは中学生、高校生になっても続くのです。そして、約200名の自殺者が毎年出ております。尊い命が失われ続けています。いじめの傍観者が増える理由は、一つは、文化にあり、もう一つは、ペナルティーが無いことです。いじめが強烈な悪であるという文化が育ちにくい原因の一つは学校の動きが緩慢であることは、ニュース等でもよく指摘される点です。学校の動きが緩慢になる理由は、司法の目と行政の目が入りにくい閉鎖的な空間だからです。警察は（民事、刑事の境がグレーな事案について例外的に刑事事件扱いとして取り締まりを行うなどの特別な事例以外のケースでは）民事には不介入となりやすく、証拠が無ければ動けません。また、司法の側の法曹家も、証拠が無ければ動けません。したがって、社会の監視の目の最重要点は、証拠を起点として動き始める構造がございます。したがって、いじめを記録する設計思想を持ったシステムを考案致しました。法律家の力を借りることはことを大げさにすると考えられるかもしれませんが、尊い若い命が失われています。事故が起こる前に、迅速に対処できる事前準備が絶対に必要です。その事前準備が、このいじめ日記110番の、記録機能となっています。」

「以上が、理由の一つです。いじめの構造から、本質的な問題点を定義し、その裏返しの対策としての意味がございました。もう一つの理由は、教師への正確な報告にあります。いじめがあった、なかったということは、極めて定性的な報告や相談になりやすく、教師の側もその深刻さに気付けないことが多々あります。いじめがあることは、分かっていた等々の弁明が生徒の死亡事故の後になされることはことも多いものです。したがって、いつ、何が原因で、どのような程度の行為が何度なされることにより、精神的、肉体的被害、また、名誉棄損行為をどのように被ったのかについての、正確な記録を残しておくことには大きな意味と価値がございます。以上、証拠機能以外の、報告機能の有効性が第二の理由です。」

（中略）

世の中には、反論できない反論もあります。いじわるな質問をしてこようとする人は、物事の妥当性の前提を崩そうとしてくるものです。

『いじめを記録しておけば、それが役立つなどということは当たり前じゃないですか』

(この時に、バカだなあという顔をされることもあるかもしれません。)

このように、意味づけや解釈を行うことができない領域についての解釈論にまで話を及ばせ、反論のしようがないところで、自分の意見をぶつけることにより、自分は反論されない安全な領域に身をおいて批判を試みることができます。

このような反論は、そもそも反論のしようがない領域（解釈の世界）ですから、反論はできません。

この場合にどのように答えるかを、10 秒だけイメージしてみましょう。

どうだったでしょうか。10 秒程度考えて出てこない場合、試験会場では、大きく印象が悪くなる可能性があります。

それでは、答え方の事例を紹介します。

『私がクラウドソフトで、この機能を実現しようとした理由は、記録機能（証拠機能）以外に、大きく 3 点あります。一見すると適切に対処すればいじめ

による被害者は、なくなるように思われます。しかしながら、先ほどお話ししたように、いじめはまったく、無くなっておりません。なぜ被害者は、いじめの記録を残さないのでしょうか。当たり前のことをやれば、いじめという一方的な人権侵害に対処できそうにも思えます。しかしながら、現実には、被害は減りません。これは、言い換えれば、記録を残して活用するという行為そのものがないということではないのでしょうか。いじめが無くならない根本的な原因は、いじめられる生徒の側の「対処力」にあると私は考えました。したがって、いじめを受ける生徒のいじめへの「対処力」を引き上げるために、紙でできることをあえてクラウドのソフトで行っています。クラウドソフトを構想した理由は、①リンク機能②手軽さ③牽制効果の3点です。いじめられる生徒が、紙に弁護士や医師、警察と相談するために必要なことを詳細に書き、受話器を取り、関係機関を調べ上げて、すべてに電話し、大人と交渉し、書面のコピーを手続きに不備が無いように行い、資料を完成させて送付して、各関係機関と連携して行動を行うというのは、ハードルが高すぎます。このような行動力があれば、逆に言えばそもそもいじめの被害にあっていないことが予想されます。』

それでは、少し長くなりますが、見ていきますよ。

【答え方の事例】

《理由①リンク機能の有効性（付加価値）》

「リンク機能は、対処可能な連絡先リストをいじめの被害者に手渡すことにあります。医師に診断書を書いてもらい、弁護士に連絡し、警察に通報し、民事や刑事での事件の取り扱いを検討することができます。この順番が逆の場合、いじめは泣き寝入りになることが多いものです。警察が動かない場合、弁護士は警察組織の上級官庁に、具体的な行政の不利益に基づいた被害届と処分命令を要請することができます。したがって、弁護士がいる場合、警察が動かないことは考えられません。また精神的苦痛という被害のレベルが不確実なものについては、国家資格を保有する医師の診断書が公的な書面となります。さらに、法務省へも通達を行い、市の行政レベルではなく、国家レベルで各都道府県の行政への監視を要請することも可能となります。このよ

うなリストが生徒の側に無い場合、知らないという理由だけで、適切に社会の力を借りることができず、いじめという一方的な人権侵害に泣き寝入りしてしまうことが多々あります。」

《理由②無料で接触可能（手軽さ）》

「二つ目の理由は、手軽に接触できる点にあります。いじめの被害に会う学生が、勇気出して手紙を書いたり、電話を複数の機関にかけるのは、あまり現実的ではありません。被害側の子供の行動が最小限でかつ、報告にもれが無くなる形を考えました。」

「三つめの理由は、情報の伝達機能です。いつどの時期に法律家や、警察、学校に連絡がいつているのかは、記録された内容を見れば第三者がすぐに分かります。したがって【いじめの報告をもみけすような事故】が起こりにくくなることが予想されます。学校も警察も法律家も、自分に連絡が来たことが記録されているわけですから、より真剣に事件に対処することが予想されます。子供が郵便局に行き、精神的苦痛を感じながら、内容証明を作成したり、大金を支払い、法律家に内容証明送付を依頼しなくても、記録を残すことが可能です。」

-----ここまで-----

どのようなことをやっても何かしらケチをつけたがる人は出てくるものである。従って上記の「ありそうな反論を扱っている記事」をご紹介します。

ところでこの「いじめ日記 110 番」以下のリンク先で誰でも無料で使うことができる。ぜひあなたの友人・知人に教えてあげてほしい。使い方はログイン画面の右上にリンクがあるので、ここをクリックして見ていただきたい。

「いじめ日記 110 番」

<http://structure-notebook.com/diary110/login.php>



いじめ日記 110 番 ～心の観察ノート～
powered by デジシステム

[小論文で社会問題を考える](#) [小論文大募集!](#) | [使い方](#)

ご利用中の方

以下のフォームより、メールアドレスとパスワードを入力し、ログインを行ってください。

メールアドレス	yasunori.usiyama@gmail.com
パスワード	●●●●●●●●
ログイン	

はじめてご利用の方、およびパスワードを紛失した方

以下のフォームより、メールアドレスを入力し、パスワード発行を行ってください。

メールアドレス	yasunori.usiyama@gmail.com
パスワード発行	

第七章 小論文の募集

私は「小論文で社会問題を考える」という活動を行っている。もし気が向けば、小論文を書いて送ってほしい。

名前は出しても OK か、それとも名前は伏せるかを選び、500 文字位上 2000 文字以内程度を目安に以下の連絡先まで送っていただきたい。学生や社会人と共有し、社会問題について意識を高め、勉強する際に利用させていただく。

送り方などは、以下のリンク先を参考にいただきたい。

「小論文で社会問題を考える」

<http://www.skilladviser.com/base/sixyouron/sr-2/sixyakaimondai.html>

第八章 アイディア出し

以下の内容は、実現不可能な内容もあれば過激な内容もある。

従って、現時点での私の考えというわけでもない。あくまでもブレスト的にアイディア出しをしたものをここに並べてみた。ぜひ読者の方も、上記の小論文作成にあたって以下の内容をヒントに忌憚のないご意見・議論を展開していただきたい。

【短期の対策】

- 1) 学級制度の廃止検討。(閉鎖的な空間が社会的にいじめを創発することがリサーチによって確かめられている為)
- 2) 遠隔通信教育を深刻な被害時に用意し、加害者側を優先的に隔離する施策。(被害者よりも加害者を優先的に隔離し罰する)
- 3) 有事の際には、医師の診断書を元に国賠償も可能に法改正をし、教育に浸透させる。
- 4) いじめ記録と心の観察ノートという通報システムを設置。
- 5) 警察への被害届の出し方を教育に導入。
- 6) いじめのペナルティーを法整備する。柔軟に交通法と同様、帰責性や過失割合も含めて多層的に制度化。(内申点の操作も含む)
- 7) いじめ対策のワークを義務化。

【長期の対策】

- 1) 転校の敷居を低下させる。(教育委員会の裁量で転校ができない制度を廃止。)
- 2) いじめの隠蔽に対するペナルティーの強化。(経営の組織論に通じる内部通報制度や罰則規定を設ける。)
- 3) 匿名のネットいじめ犯罪者の個人情報開示請求手続きの簡易化と強制開示制度の設定。(プロバイダ責任制限法の改正を行い、手続きの簡素化。)

第九章 教育政策の提言

本稿でご紹介したのは、あくまでも生徒側からの対策案である。言うまでもなく、本来このような問題は、国家的に取り組まれることが望ましい。

問題の発生状況を分析して対策案を本稿では提言したが、あくまでもこの対策案は個人ベースのものである。

国家的に見た場合、問題の本質は全体計画がなく、責任の所在があいまいなことにある。多くのいじめ事件では事実関係を特定しにくい。記録が無いのである。また、先般起こった「生活ノートいじめ事件」では、一定程度情報が記録されていたが、生徒の側に対処方法が無かった。その結果悲劇的な結末となっている。

国家的にどのようにこのいじめ事件に対処していくのかの全体計画を立て、その上でこの問題に対する責任の所在を明らかにし、新しい諸般の制度設計を試みるのが緊急の課題である。

さいごに

本書の内容が、一人でも多くの人に渡り、苦しいいじめの問題が解決すれば、著者として望外の喜びである。

アンケートのお願い

いじめの被害にあっていた方で、ご紹介した「いじめ日記 110 番」を用いて、使用前と使用後でどのような変化があったかについてご回答ください。

いじめ日記110番アンケート

このアンケートはクラウドソフト「いじめ日記110番」を使用し、どのような心理変化があったのかについて詳細を確認するためのものです。

【ソフトウェア使用前】いじめの被害に会い不安を感じますか？

不安とは、日常的に漠然と感じる不安のことです。

- ☐ 大変そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ どちらでもない
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ まったくそう思わない

【ソフトウェア使用后】いじめの被害に会い不安を感じますか？

不安とは、日常的に漠然と感じる不安のことです。

- ☐ 大変そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ どちらでもない
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ まったくそう思わない

【ソフトウェア使用前】毎日に希望をあまり感じませんか？

希望とは将来に対する明るい気持ちのことです。

- ☐ 大変そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ どちらでもない
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ まったくそう思わない

【ソフトウェア使用后】毎日に希望をあまり感じませんか？

希望とは将来に対する明るい気持ちのことです。

- ☐ 大変そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ どちらでもない
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ まったくそう思わない

【ソフトウェア使用前】いじめの被害でストレスがたまりますか？

- ☐ 大変そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ どちらでもない
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ まったくそう思わない

【ソフトウェア使用後】いじめの被害でストレスがたまりますか？

(いじめの被害者の方を対象としたアンケートです。被害者の方が使用後にアンケートをご利用ください。)

▼アンケートはこちらから▼

<http://goo.gl/forms/w2Smv5yZE1>

拡散へのご協力をお願い

本書は、社会的に大いに意義がある書籍です。ぜひツイッター、フェイス・ブック、インスタグラム等の各種 SNS や、ブログ、メルマガ等でご紹介ください。一人でも多くの人に本書が渡り、一人でも多くの若者が苦しみから開放されることを願っています。

【参考文献・参考情報】

・文部科学省 各国の義務教育制度の概要

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301/018.htm

- ・プロバイダ責任制限法

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku402.htm>

- ・夜回り先生いじめを断つ 水谷修著 日本評論社 (2012)
- ・いじめの構造 森口朗著 新潮社 (2007)
- ・なぜ、人は平気で『いじめ』をするのか? 加野 芳正著 (2011)
- ・困った人たちとのつきあい方 R・ブラムソン 河出文庫
- ・いじめとは何か 森田 洋司著 中公新書 (2010)
- ・いじめの直し方 内藤朝雄著 荻上チキ著 朝日新聞出版 (2010)
- ・いじめ加害者を厳罰にせよ 内藤朝雄 ベスト新書 (2012)
- ・いじめ集団の四層構造モデル
- ・未来を発明するためにいまできること スタンフォード大学集中講義Ⅱ
- ・(個人ブログ) 社会学 模倣の欲望 ルネ・ジラルル 欲望の三角形

<http://sutchy.cocolog-nifty.com/sutchy/2011/06/post-7cea.html>

- ・(個人ブログ)

<http://blog.m3.com/tenchanoffice/20120828/1>

- ・ネットいじめ (ウィキペディア)

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81>

- ・ネットいじめが日常化する米国のティーンエイジャー——UCLA 調査

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0810/07/news023.html>

- ・Think Simple アップルを生み出す熱狂的哲学 ケン・シーガル著 NHK出版

2015 年 7 月 15 日執筆。

【著者プロフィール 牛山 恭範（うしやま やすのり）】

- ・スキルアップコンサルタント
- ・ヤフー（Yahoo）知恵袋 専門家回答者
- ・専門家集団All about スキルアップの担当ガイド

技術を習得していただくことが専門のスキルアップコンサルタント。技術習得支援を専門とした活動を行う。全国の高等学校小論文外部講師。学生からビジネスマンまで幅広く速読を指導。単なる速読だけの指導ではなく、その速読を活かした学習によるスキルアップを中心とした活動を行う。

2009年、技術習得の理論を目標達成論（エール出版社）で発表。その他高速学習を可能にする、技術習得をさせる専門家として、どんな人でも大量の記憶を形成させるプロフェッショナルとして、年間約3千のメールサポート・電話サポート・直接指導をクライアントと行い、累積数1万を超えるサポート実績がある。著書に速読暗記勉強法、目標達成論、慶應小論文合格バイブル、慶應大学絶対合格法、機械的記憶法、クラウド知的仕事術、小論文技術習得講義（エール出版）等がある。

自分自身も技術習得の理論を応用した独自の学習法で、数万項目の記憶を頭に作り、慶應大学にダブル合格する。（その手法の一部は出版され本になり、売り切れの為現在改定増刷されました）慶應義塾大学総合政策学部在学中に起業し、現在は株式会社ディジシステム代表取締役。

研究領域は技術習得。剣道、空手、英語、速読、タイピング等、なぜ、技術を習得する人とできない人がいるのか？短期間で成長するチームの秘訣、共通点とは何か？どのような環境にあり、何を経験すれば技術を習得できるのか？失敗と成功の違いとは？など、技術の習得に関する周辺と、それを可能にする頭脳に関して研究を重ね現在に至る。現在は世界中から情報を集めつつ、研究の成果を活かし技術を提供。

ビジネスブレークスルー大学大学院 (Kenichi Ohmae Graduate School of Business) 経営管理研究科修士課程修了。(MBA) スキルアップの知見を用いることで、牛山自身の能力が低いにも関わらず、同大学院において、『東大卒、東京大学医学部卒、京都大学卒、東大大学院卒（博士課程）、最難関国立大学卒、公認会計士、医師（旧帝大卒）、大学講師等エリートが多数在籍するクラス』（平均年齢 35 歳程度）において成績優秀者となる。個人の能力とは無関係に「思考・判断力」「多くの記憶作り」等で結果を出すことができるスキルアップコンサルタントとしてマスコミに注目される。（読売新聞・京都放送など）他の「もともと能力が高い高学歴な学習支援者」と違い、短期間（半年から 1 年）で、クライアントを成長させることが特徴。

【マスコミ掲載歴】

- ・読売新聞（全国版）学ぼうのコーナーにて 8 回掲載（週間企画）
- ・京都放送 TV 番組ポジぼじたまご 会社紹介 平成 23 年 10 月 7 日
- ・京都放送 TV 番組ポジぼじたまご 平成 23 年 11 月 4 日放送
- ・産経関西 20 年前とは変わった受験事情 平成 23 年 12 月 9 日
- ・産経関西 スキルアップコンサルタントが薦める新年対策本 平成 23 年 12 月 21 日
- ・TV 番組ラボ+ 執筆書籍・会社紹介
- ・経済リポート 2012 年 10 月 10 日 1425 号
- ・経済リポート 2012 年 11 月 20 日 1429 号

【単書】

- ・「小論文技術習得講義 改訂 4 版」
- ・「小論文の教科書」
- ・「慶應大学絶対合格法」
- ・「慶應小論文合格バイブル」
- ・「難関私大対策の急所」
- ・～なぜ人は情報を集めて失敗するのか？～「目標達成論」
- ・「自動記憶勉強法」改訂 3 版（共にエール出版社）

- ・「機械的記憶法」（日本実業出版社）
- ・「速読暗記勉強法」（日本実業出版社）
- ・「クラウド知的仕事術」（日本能率協会マネジメントセンター）

【共著】

- ・「勉強法最強化PROJECT」（弁護士・医師との共著）